

印西市立中学校に係る 部活動の方針

平成31年3月一部改訂

印西市教育委員会

－目次－

I 「部活動の方針」策定の趣旨	1
II 学校教育活動としての部活動の役割	
1 部活動の意義	2
2 部活動の位置付け	2
3 部活動の現状と課題	3
III 部活動の適正な運営	
1 部活動方針等の策定	4
2 適切な部活動の実施に向けて	4
3 部活動への支援	10
【参考・引用文献】	11

I 「部活動の方針」策定の趣旨等

中学校の部活動は、学校教育の一環としておこなわれ、スポーツや文化・科学など生徒がそれぞれの個性や能力を主体的な取り組みによって伸ばしたり、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も身近な活動の一つとして長年その意義が認められてきました。一方、生徒においては、運動部・文化部問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養が取れないため、学業との両立に悩んだり、疲弊したり、スポーツ障害を引き起こしたりするなど心身の健康を害するなどの課題もあります。また、教員においては、顧問教員の約半数が未経験の部活動を担当していることや、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題も多くあります。そのなかで、「もっと上達したい、させたい」「大会等で成果をあげたい」という、強い思いを持ち、部活動にやりがいを感じながら熱心に取り組む生徒や教員、また、その姿を応援する保護者の姿もあります。また、少子化の進展や社会・経済の変化などにより、教育等に関わる課題が、複雑化・多様化し、学校だけで解決できない課題も増え、従来の体制では部活動の維持が難しくなっています。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は全国の生徒が、各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として、部活動が持続可能なものとするために運動部の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、千葉県教育庁においても、同年6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂しました。

そこで、本市ではこれらのガイドラインに則り、望ましい部活動（運動部・文化部）のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、これを実現するための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「印西市立中学校に係る部活動の方針」を平成30年8月に策定しました。また、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年3月に千葉県教育庁が策定した「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」を踏まえ、一部を改訂しました。

本方針が運動部・文化部の部活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体で広く共有され、十分に理解を得たうえで、部活動が適切に運営され、一層充実していくことを期待しています。

Ⅱ 学校教育活動としての部活動の役割

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動に取り組み、学校教育活動の一環として行われている部活動は、豊かな学校生活を実現させるために、大きな役割を果たしている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように規定されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動等との関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 部活動の現状と課題

今日の学校においては、社会・経済等の大きな変化により、教育に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えてきている。また、教育内容は年々増加し、生徒にとっても教員にとってもゆとりのない学校生活が強いられる現状にある。とりわけ、少子化が進展し、教員数も減少する中、部活動については従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、生徒・教員の現状と課題を整理し、部活動の在り方に関して、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(1) 生徒の現状と課題

適正・適切な休養や休憩を伴わない活動は、生徒の心身に、様々な無理や弊害を生み出す。そのため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した部活動の運営の工夫が求められる。

【生徒の実態】

- ① 休養日が少なく疲労蓄積、部活動以外の多様な活動を行う時間の確保に課題がある。
- ② 運動部活動において、長時間の練習などによる生徒のスポーツ障害が懸念される。

(2) 教員の現状と課題

部活動における過度な練習時間により、顧問教員の勤務時間が増え、生徒と向き合う時間の確保が難しくなったり、競技経験のない部活動の顧問を任せられ負担に感じたりする教員がいる等の課題がある。そのため、部活動の運営の見直しを行い、抜本的な適正化を推進する必要がある。

【教員の実態】

- ① 中学校教員の勤務時間は非常に長く、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ② 教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと、授業準備、生徒との個別面談や家庭訪問、外部専門家や関係機関との連携を図る上で支障になると懸念される。
- ③ 運動部活動顧問のうち、保健体育科以外の教員で担当している部活動の競技経験がない教員もいる。
- ④ 主として土日で開催される大会等への引率は教員が行っており、休日が休日とはならない状況となっている。審判等の大会運営業務も教員が担っている。
- ⑤ 常勤の教員は全員が顧問になることが原則となっている。

Ⅲ 部活動の適正な運営

1 学校の部活動に係る活動方針の策定

- 学校は、部活動がより良い活動となるよう、本方針を参考に、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。学校の実情に応じて、毎年見直しを図ること。
- 「学校の部活動に係る活動方針」には、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について、必ず明記すること。
- 「学校の部活動に係る活動方針」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表すること。

2 適切な部活動の実施に向けて

部活動において、大会やコンクール等で優勝や上位入賞等の結果を残すことは、生徒の大きな喜びにつながり、一つの目標に向かって努力することの尊さを学ばせる上では、大変教育的効果は高いといえる。一方、部活動が「教育課程との関連を図り、活動していくこと」と明記されていることから、その指導が勝つことを最優先させた勝利至上主義に偏り、部活動本来の意義が見失われるようなことがあってはならない。適切な部活動の実施は、その意義や効果、生徒の心身の負担等を考慮した上で、学習をはじめとした他の教育活動と関連させて計画的に実施しなければならない。

（1）適切な部活動数の設置

- ① 校長は、当該学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部活動数についての検証を行う。
- ② すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校内で十分協議した上で、校長が決定する。その際、他校との合同チーム編成の可否についても検討すること。
- ③ 新たな部活動の設置を検討する場合は、生徒のニーズを踏まえたものであるかを十分精査するとともに、周辺校の該当部活動設置状況や長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で、校長が決定する。

（2）部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、活動予定を生徒や保護者に提示

する。部活動の計画をあらかじめ周知することで、家庭内における予定が計画しやすくなる等、子どもと家族の時間を大切にすることができる。これらの積み重ねが保護者の部活動への理解につながり、ひいては部活動への大きな支援へとつながるものである。また、校長は年間活動計画及び月間活動計画、月間実績報告を確認し、部活動の適切な運営について指導・助言を行う。

① 活動方針の作成

- ・顧問は、部活動の年間計画等を明記した各部の活動方針を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は原則4月中に行うこと。

② 月間活動計画の作成

- ・顧問は、年度当初に提示した部活動の年間計画をもとに、活動日及び活動時間、休養日等を明記した月間活動計画を作成し、校長に提出する。併せて、月ごとの部活動の活動計画を生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行うこと。
- ・月末には、活動日や活動時間、休養日等の変更を記載し、月間実績報告として校長に提出して承認を受ける。

(3) 事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

- ・オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保する等し、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動スペースの確保

- ・活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。

③ 施設・用具等の点検

- ・活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

④ 事故発生の場合

- ・万が一事故が発生した場合は、救急車を要請する等、生徒の人命を最優先した対応をとること。

(4) 顧問の役割と指導

① 工夫した部活動の運営

- ・学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

② 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

- ・部活動の計画は生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- ・生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

③ 生徒の指導・育成

- ・技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

④ 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団づくり

- ・生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団づくりに努める。

⑤ 事故防止と安全指導

- ・在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

⑥ 指導内容及び指導方法の工夫改善

- ・「長時間の活動」が好成績につながるとは限らない。運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をすること。文化部顧問についても同様に、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ・顧問は、各スポーツ競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成する指導手引を活用し、合理的かつ効果的な練習方法等の研究に努める。

<指導手引きの内容例>

- ・競技レベルや習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例
- ・週間、月間、年間での活動スケジュール例
- ・効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等

⑦ 部活動ミーティングの運営支援

- ・部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の支援をする。

⑧ 校外活動における生徒引率

- ・大会や練習試合、コンクール等、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。移動手段は、公共交通機関を使用することを原則とし、部活動顧問の自家用車等で生徒を送迎しないこと。
- ・宿泊を伴う活動については、生徒の健康・安全に十分配慮した無理のない計画を立て、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に対して説明会等を開く等して、理解を得る。

⑨ 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

- ・部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。

⑩ 近隣の学校や他団体等との連携、調整

- ・練習試合や合同練習又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

⑪ 施設、用具の管理

- ・部活動で使用する施設や用具を管理し、活動時における安全配慮に努める。

⑫ 部活動予算の管理

- ・部活動予算を計画的に支出し、適切な予算管理を行う。

（５）体罰・ハラスメントの根絶について

- ① 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ② 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者として信用を失墜させる行為（パワーハラスメントやセクシャルハラスメント）は、生徒や保護者の信頼を著しく損なう行為であるとの自覚をもち指導にあたる。

（６）合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得る。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の理解を得る。

- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認する。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意する。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請等、適切な対応を図ること。

(7) 保護者等との連携

- ① 部活動の方針や活動日程等を年度当初に丁寧に説明し、理解を得る。
- ② 学校ホームページ等を有効活用し、部活動の様子を定期的に発信し、保護者・地域から理解が得られるように工夫をする。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付し、理解を得る。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者の応援依頼を積極的に行うが、過度な要請にならないよう十分に配慮する。
- ⑤ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(8) 休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」等（*）を踏まえ、以下のとおりとし、各校において確実に実施するものとする。

* 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

また、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁）では、「学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして 1 週間あたりに換算すると、1 週間あたりの授業時数は 29 単位時間（24 時間 10 分）である。一方、スポーツ庁『平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査』によれば、中学校の文化部活動の 1 週間の活動時間が「14 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の 42.0%、「21 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の 21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。」とされている。

【休養日】 1週間のうち、2日以上を休養日とする。

(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。)

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。
- ・ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも認められる。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急遽その日を休養日に変更することは、やむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・ 土日に大会やコンクール等で参加した場合は、代替休養日を必ず設定する。
- ・ 大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、代替休養日を必ず設定する。
- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日以上の日を休養日を設定する。

③ 夏季休業中及び冬季休業中の休養日について

- ・ 1週間のうち、2日以上の日を休養日を設定する。（学期中に準じる）
- ・ 生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間（5日以上）を設ける。

④ 地域や学校の実態を踏まえた工夫について

- ・ 実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫をすること。

【活動時間】 長くとも、平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

① 平日の活動時間について

- ・ 朝と放課後の活動時間の合計は、長くとも2時間程度とする。
(活動時間については、準備や後片付けにかかる時間を含む)
- ・ 朝練習を実施する（放課後の活動時間が2時間程度確保できない）場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。また、練習開始時刻が過度に早くならないようにすること。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）の活動時間について

- ・長くとも3時間程度とする。（大会、練習試合、コンクール等を除く）
- ・活動内容（大会、練習試合、コンクールへの参加等）により、活動時間が3時間30分を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

③ 上に示した時間を超えて活動することが必要な場合は、その代わりに休養日を設けたり、活動時間を短縮したりする等、月間、学期単位の総量で活動時間の調整を図ること。

（9）参加する大会等の見直し

校長は、各部が参加する大会等を把握し、週休日及び休日に開催される様々な大会に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。

3 部活動への支援

（1）部活動サポート事業

専門的な指導力を備えた指導者（部活動の実技または指導の経験を有し、当該中学校の運営方針を遵守し、校長、顧問との連携を図り、安全で適切な指導のできる者）を必要とする市内中学校に対し、部活動サポーター（外部指導者）を派遣することにより、生徒に部活動の楽しさ、魅力、達成感を味わわせるとともに、生涯にわたる運動や文化に親しむ基礎を養う。

- ① 部活動サポーターは、顧問と連携し、部活動を行う生徒に専門的な指導を行う。
- ② 校長及び顧問は、部活動サポーターに対し部活動の活動方針を説明し、共通理解の下で適切な指導が行われるようにする。

（2）大会参加経費等の補助

① 県大会以下の大会

印西市中学校部活動補助金交付要綱に基づき、部活動の一環として参加する各種大会に要する対象経費（交通費、宿泊費、参加費等）の2分の1の額を、予算の範囲内で補助金として交付する。

② 関東大会・全国大会

生徒が関東大会または全国大会に参加する場合にあっては、当該生徒の交通費及び参加費の全額並びに宿泊費を、予算の範囲内で補助金として交付する。

<参考文献>

*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

*平成30年6月改訂

安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（千葉県教育委員会）

*平成30年12月

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

*平成31年3月

持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン（千葉県教育委員会）

「印西市立中学校に係る部活動の方針」

平成30年8月策定

平成31年3月一部改訂